

2月は 化学物質管理強調月間 です！

あなたの事業所は大丈夫？



事業場で使用しているものが
リスクアセスメント対象物かどうか調べます。

リスクアセスメント対象物であれば「**新たな化学物質規制**」を守る必要が生じます。

※リスクアセスメント対象物は、**危険な薬品**だけでなく、**洗剤やスプレー缶等**どこの事業場にもある製品にも含有されています。

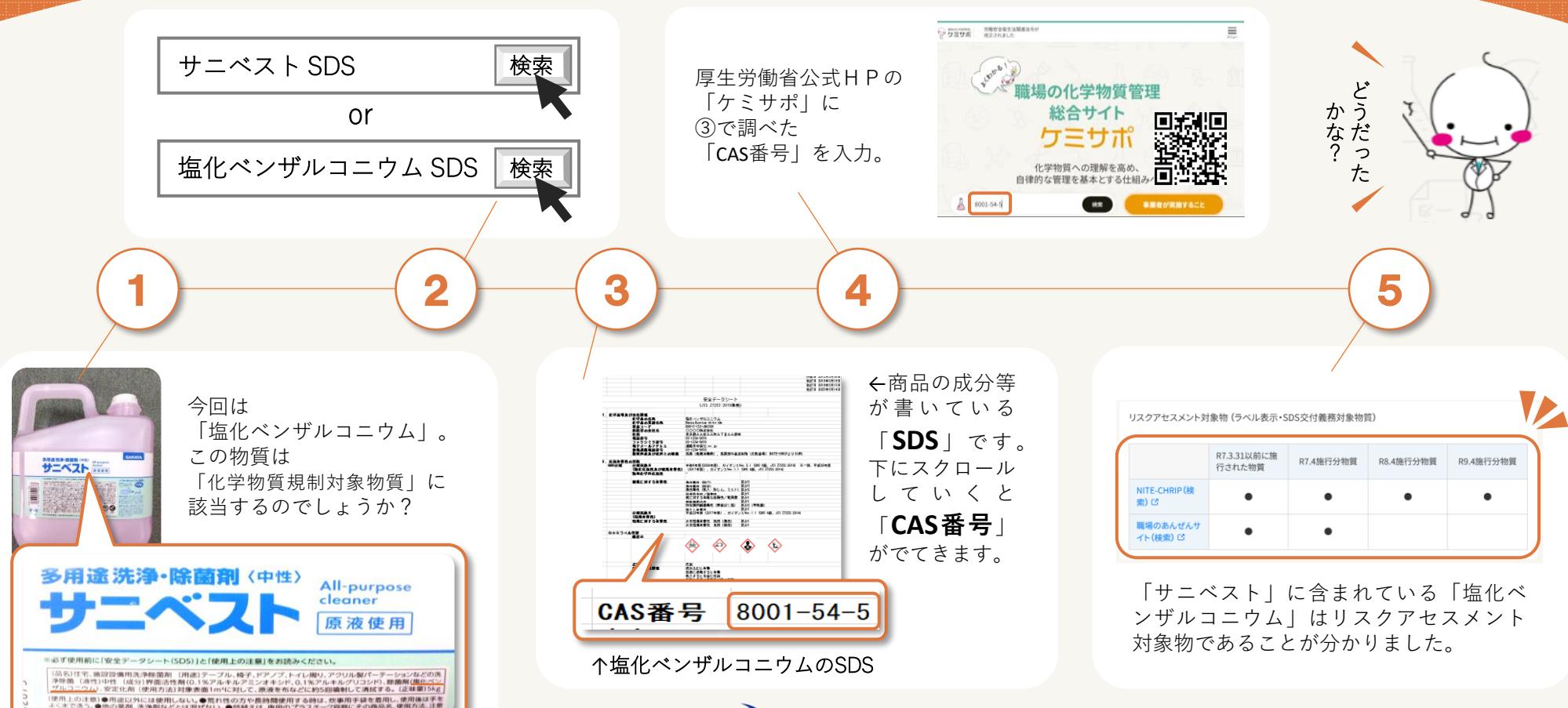


危険性・有毒性のある薬品には左のような絵表示があります。

以下の義務が発生します！

- ①ラベル・SDSによる伝達義務
- ②リスクアセスメント実施義務
- ③ばく露基準以下とする義務
- ④ばく露を最小限度にする義務
- ⑤適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務・努力義務
- ⑥化学物質管理者の選任義務

普段使っている製品について調べてみよう ～リスクアセスメント対象物かもしれないよ～



「サンベスト」に含まれている「塩化ベンザルコニウム」はリスクアセスメント対象物であることが分かりました。